



理事長
上 昌広
NPO法人医療ガバナンス研究所



かみ・まさひろ。1968年兵庫県生まれ。東京大学医学部卒業、93年東京大学医学部附属病院内科研修医、95年都立駒込病院血液内科医員、99年東京大学大学院医学系研究科修了。虎の門病院血液内科医員、国立がんセンター中央病院薬物療法医員などを経て10年7月より東大医科学研究所特任教授。16年4月から現職。

神奈川県立がんセンター医師退職問題

独法への指揮監督権がない神奈川県

前回、神奈川県立がんセンター（以下、センター）の騒動を紹介したが、その後の展開はめまぐるしかった。2月5日、土屋了介理事長は、問題の大川伸一病院長を降格し、病院長職を解いたところ、翌日には大川病院長ら6人の神奈川県立病院機構（機構）幹部が、黒岩祐治知事に土屋理事長解任を要望した。黒岩知事は土屋理事長を呼び出し、降格の撤回を求めたが、土屋理事長は従わず、解任された。

実は、これは黒岩知事の越権行為だ。機構は独立行政法人（独法）であり、神奈川県（県）は独法に対して、一般指揮監督する権限がない。県庁にパワハラを調査する権限や、医師の人事に介入する権限はない。知事の人事命令に従わないことを理由に解任するなど論外だ。根拠は地方独立行政法人法だ。同法の17条では、「職務上の義務違反があるとき」には、県知事が県立病院機構の理事長を「解任することができる」とある。他に介入できるのは、同法122条に規定されており、その条件は「法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき」である。

独法に詳しい政府関係者は「パワハラは法令違反ではなく、県が独法に介入する理由にはならない。まして、知事が独法の人事を指示して、それに従わないので解任するなど論外だ。黒岩知事は、このあたり全く分かっていないようだ」という。

そもそも最初から無理筋だった。県のパワハラ認定も一方的だった。県庁の調査報告書では、「機構の監査・コンプライアンス室が医師間のパワハラ事案（放射線科内部のパワハラ）を認定している」が、これは事実とは異なる。土屋理事長の説明によれば、病院長から報告を受け、監査コンプライアンス室にヒアリングを指示した。この人物は神奈川県警OBで、この手の問題への対応には慣れている。彼は「ハラスメントに認定し得る」と判断したが、

被害医師からパワハラを訴える医師はないと確認したため、「ハラスメントの要件は満たさない」と判断し、土屋理事長に報告した。土屋理事長は、加害医師に口頭で注意した。適切な対応だ。

県の問題は、これだけではない。放射線科医不足も、もとは県庁がまたいだ種だ。重粒子線治療施設の計画が持ち上がり、放射線治療医を確保することが必要となった2009年にセンター内に横浜市立大学大学院を設置し、放射線科医を育成する話が提案された。しかし県は横浜市大に対して、この提案を拒絶した。当時を知るセンター関係者は「中山優子部長が『横浜市大に頼らなくても、医師は自分たちで確保できる』といった」という。土屋理事長によれば、14年に機構に赴任したとき、横浜市大幹部から「いろいろと経緯があって、先生には協力できない」といわれたそうだ。

県が立ち上げた医師確保対策委員会（委員長；首藤健治副知事、大川病院長と県職員7人で構成）も、奇妙な存在だった。県は土屋理事長に対して「医師確保はこちらでやるから、そっちは動かないでほしい」と指示した。これも県の越権行為だ。このことを記者会見で追及された黒岩知事は「緊急事態だから」と苦しい説明をしたが、緊急事態だから超法規的に動いていいという権限は知事にはない。県がやるべきは、独法の支援であり、一般指示や医師確保ではない。ところが、県はいまだに県直営病院の意識でいる。だからこそ、県庁に医師確保対策委員会などという組織を作った。

これが、機構も県も責任をとらない「無責任体制」を招いた。予算120億円を費やした重粒子線治療施設が止まれば通常、責任者は引責辞任だ。しかし黒岩知事も大川病院長も当事者意識はない。これでは県民はたまらない。事態を混乱させた最大の責任者は黒岩知事だ。遵法意識と責任感を持って、誠実に対処していただきたい。